

平成 29 年 9 月 26 日

学生各位

学務部学生支援課

**【日本学生支援機構奨学金】平成 29 年台風 18 号に係る災害救助法
適用地域の世帯の学生に対する緊急採用・応急採用について**

このことについて、下記地域で災害に遭われた世帯の学生で、日本学生支援機構奨学金の貸与を希望する学生に対し、緊急採用及び応急採用での対応が図られます。
奨学金の貸与を希望する学生は、各キャンパス奨学担当まで申し出てください。

記

1 災害救助法適用地域及び適用日

| 災害救助法適用地域 | 災害救助法適用日 |
|----------------|----------|
| 【大分県】 佐伯市 津久見市 | 9月 17 日 |

2 貸与始期及び貸与終期

| 奨学金の種類 | 貸与始期 | 貸与終期 |
|--------------|-------------------------|----------------|
| 緊急採用（第一種奨学金） | 平成 29 年 9 月以降で申込者が希望する月 | 平成 30 年 3 月（注） |
| 応急採用（第二種奨学金） | 平成 29 年 4 月以降で申込者が希望する月 | 修業年限の終了月まで |

(注)緊急採用(第一種奨学金)は平成 30 年 3 月までの貸与となります。ただし、平成 30 年度においてなお、第一種奨学金が必要と認められる者から、平成 30 年 1 月 10 日(水)までに「緊急採用(第一種)奨学金継続願」の提出があった場合には、翌年度末(平成 31 年 3 月)まで貸与を継続します。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

(各キャンパス奨学金担当)

五福：学生支援課

TEL：076-445-6089

杉谷：医薬系学務課学生支援チーム

TEL：076-434-7133

高岡：芸術文化学部総務課学務チーム

TEL：0766-25-9131